別表５　諸手当支給表に伴う内規

⑤特別手当　(3)加算に伴う処遇改善手当に係る金額について

１．介護職員処遇改善加算（呉保生院，呉清光園，温養院，常楽園，春香園）

常勤介護職員　：　月　3,000 円

非常勤介護職員　：　月　2,000 円

介護職員等特定処遇改善加算（呉保生院，呉清光園，温養院，常楽園）

①　経験・技能のある常勤介護職員　：　月　24,000 円

※次のどちらかの条件を満たす介護職員を①の該当者とする。

(1)介護福祉士資格を所有し，当法人勤続年数 10 年以上の常勤介護職員

（介護福祉士資格取得後，5 年以上当法人に勤務した者が対象とする）

(2)介護福祉士資格を所有し，当法人の主任・副主任である常勤介護職員

②　①に該当しない常勤介護職員　：　月　12,000 円

③　①②に該当しない各施設の業務に従事する常勤職員　：　月　5,500 円

（③の支給条件として，年収 440 万円を上回らない職員に限る）

※生活相談員，看護師，事務員，書記，栄養士，調理員，用務員が該当者

※居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに従事する介護支援専門員は介護職員等特定処遇改善加算が非該当であるが，③の支給条件を満たせば，法人より同額を支給する。

介護職員等ベースアップ等支援加算（呉保生院，呉清光園，温養院，常楽園，春香園）

①　常勤介護職員　：　月　7,000 円

②　非常勤介護職員　：　月　3,000 円

③　①に該当しない各施設の業務に従事する常勤職員　：　月　1,000 円

④　②に該当しない各施設の業務に従事する非常勤職員　：　月　1,000 円

※居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターは，介護職員処遇改善支援補助金の非該当事業所であるが，③・④と同様に法人より同額を支給する。

※各施設長，各副施設長，シルバーハウジングの職員には支給しない。

２．保育士等処遇改善加算Ⅱ（嶺南荘保育所，郷原保育所）

〇嶺南荘保育所

① 副主任保育士等（該当する保育等に従事する職員）	：	月 40,000 円
② 専門リーダー（該当する保育等に従事する職員）	：	月 20,000 円
	：	月 10,000 円
③ 職務分野別リーダー（該当する保育等に従事する職員）	：	月 5,000 円

〇認定こども園郷原保育所

① 副主任保育士等（該当する保育等に従事する職員）	：	月 40,000 円
② 専門リーダー（該当する保育等に従事する職員）	：	月 40,000 円
③ 職務分野別リーダー（該当する保育等に従事する職員）	：	月 5,000 円

保育士等処遇改善加算Ⅲ（嶺南荘保育所，郷原保育所）

①施設長，常勤職員	：	月 9,000 円
②非常勤職員（週の所定労働時間 40 時間）	：	月 8,500 円
③非常勤職員（週の所定労働時間 24 時間から 40 時間未満）	：	月 4,500 円
④非常勤職員（週の所定労働時間 16 時間から 24 時間未満）	：	月 3,000 円
⑤非常勤職員（週の所定労働時間 10 時間から 16 時間未満）	：	月 2,300 円
⑥非常勤職員（週の所定労働時間 10 時間未満）	：	月 1,200 円

附則

平成２９年４月１日施行

平成３０年２月１日改正

平成３１年３月１日改正

令和２年１月１日改正

令和２年７月１日改正

令和３年４月１日改正

令和４年３月１日改正

令和４年４月１日改正

令和４年１２月１日改正

令和５年７月３日改正